

2022年10月24日

各 位

会 社 名 霞ヶ関キャピタル株式会社
代表者名 代表取締役社長 河本幸士郎
(コード番号：3498 東証グロース)
問合せ先 取締役経営企画本部長 廣瀬一成
(TEL：03-5510-7653)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年11月28日開催予定の当社第11期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書に規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ・変更案第17条第1項は、株主総会参考書類等について、会社法第325条の2に定められた電子提供措置をとる旨を定めるものであります。これにより当社は、2023年3月1日以降に開催する株主総会から、株主総会参考書類等について、従来の書面郵送方式ではなくインターネット上の当社ホームページ等に掲載し、株主様にはその掲載情報をご覧いただくこととなります。
 - ・変更案第17条第2項は、株主総会参考資料等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に対する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、規定を新設するものであります。
 - ・上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものとします。
- (2) 当社の今後の事業展開及び経営体制の強化に備え、現行定款第2条(目的)に事業目的の追加、第18条(員数)の取締役員数の変更を行うものであります。
- (3) その他、上記の各変更に伴う字句の修正を行うとともに、文言の整備等所要の変更を行うものであります。



2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定）

2022年11月28日（月曜日）

定款変更の効力発生日（予定）

2022年11月28日（月曜日）

以 上

【別紙】定款変更の内容

(下線部は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(商号) 第1条 (条文省略)	(商号) 第1条 (現行どおり)
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むこと及び <u>次の事業を営む会社(外国会社を含む。)、組合、その他これに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理することを</u> 目的とする。
1. ～ 2. (条文省略) (新設)	1. ～ 2. (現行どおり)
(新設)	3. <u>農作物の生産、加工、貯蔵、運搬及び販売</u>
(新設)	4. <u>飲食店、ホテルその他の宿泊施設及び有料老人ホーム等の運営及び管理</u>
	5. <u>サウナ及びスポーツクラブの運営及び管理</u>
3. <u>不動産の保有、運営、売買、賃貸借、仲介、管理及び鑑定</u>	6. <u>不動産の保有、運営、売買、賃貸借、仲介、管理及び鑑定</u>
4. <u>有価証券の取得、保有、運用</u>	7. <u>有価証券の取得、保有、運用</u>
5. <u>第二種金融商品取引業</u>	8. <u>第二種金融商品取引業</u>
6. <u>投資助言・代理業</u>	9. <u>投資助言・代理業</u>
7. <u>貸金業</u>	10. <u>貸金業</u>
8. <u>不動産特定共同事業</u>	11. <u>不動産特定共同事業</u>
9. <u>建築物の設計、工事監理及び調査</u>	12. <u>建築物の設計、工事監理及び調査</u>
10. <u>建築・土木工事の施工及び請負</u>	13. <u>建築・土木工事の施工及び請負</u>
11. <u>前各号に付随するコンサルティング業務全般</u>	14. <u>前各号に付随するコンサルティング業務全般</u>
12. <u>前各号に付帯又は関連する一切の事業</u>	15. <u>前各号に付帯又は関連する一切の事業</u>
第3条～第11条 (条文省略)	第3条～第11条 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第12条～第16条 (条文省略)	第12条～第16条 (現行どおり)
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u>	
第17条 当社は、株主総会の招集に際し、 <u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従</u>	(削除)



現 行 定 款	変 更 案
<p><u>インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第18条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、<u>11名以内とする。</u></p> <p>2 当社の監査等委員である取締役は、<u>4名以内とする。</u></p> <p>第19条～第39条 （条文省略）</p> <p>第8章 附 則</p> <p>第40条～第41条 （条文省略）</p> <p>(新設)</p>	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第18条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、<u>15名以内とする。</u></p> <p>2 当社の監査等委員である取締役は、<u>6名以内とする。</u></p> <p>第19条～第39条 （現行どおり）</p> <p>第8章 附 則</p> <p>第40条～第41条 （現行どおり）</p> <p><u>(電子提供措置等に関する経過措置)</u></p> <p><u>第42条 2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p><u>2 本条は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

<本件に関するお問い合わせ先>

霞ヶ関キャピタル株式会社 広報・IR部 / TEL : 03-5510-7653 MAIL : ir@kasumigaseki.co.jp